

総論

経済連携協定に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、経済連携協定/自由貿易協定（EPA/FTA）の数は増加し続けている。WTO への通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報された地域貿易協定（RTA）（EPA/FTAや関税同盟等）は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400件を超えるRTAが通報されており、2026年1月末日時点でGATT/WTOに通報された発効済RTAは629件に上る¹。また、RTAではないが、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を規定した国際投資協定（IIA）²の締結数も世界的に増えている。2026年2月現在、我が国と25か国・地域との間でEPA/FTAが、85の国・地域との間で投資協定が発効・署名済である。

EPA/FTAが増加してきた背景として、いくつかの要因が考えられる。関税同盟であるEUという巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTA（北米自由貿易協定）やAFTA（ASEAN自由貿易地域）の成立を促した。また、関税同盟やEPA/FTAの成立は、締約国間の貿易が活発化することによって相対的な貿易障壁が上がり、不利益を受ける非締約国に対し、それらの関税同盟・EPA/FTA締約国と関税同盟・EPA/FTA等のRTAを締結させるインセンティブをあたえる（EPA/FTAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照）。

EPA/FTAは、特定のWTO加盟国間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT及びGATSにおいて、物品・サービスに関する地域貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件が定められている（第Ⅱ部第16章「地域統合」参照）。

WTOにおけるマルチ（多国間）の取組と、二国間又は複数国間のEPA/FTAの取組とは、相互に補完しうるものである。各地において進展する経済連携の取組や、EPA/FTAとは別にアジア太平洋地域におけるAPEC（アジア太平洋経済協力）で進められている地域協力の取組等は、WTOの多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTOのラウンド交渉と比較して、EPA/FTAでは、関税やサービスの自由化のみならず、WTOがカバーしていない投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、経済実態に即したルールや協定を協定締約国間で機動的に締結することが可能である。

EPA/FTAの締結によるメリットとして、以下の例が挙げられる。

- i) 貿易障壁の削減に伴い、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行し、供給される財・サービスの種類が増える。
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得ることができる。他方、生産性の高い域外国からの輸入が生産性の低い域内国からの輸入に代替されることによる効率性の低下や、原産地規則による中間材調達歪みといったデメリットも存在する。さらに、第三国間でEPA/FTAが締結されることになれば、先述の相対的な貿易障壁の上昇により、EPA/FTAを締結していない国やその国の企業はこれらの

¹ WTOウェブサイトより<https://rtais.wto.org/UI/charts.aspx>

なお、ここでいうRTAの数は、WTOへの通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含むRTAを2つのRTAとしてカウントしたものである。だが、当該RTAを1つのRTAと数えた場合、2026年1月末日時点での発効済RTAは381件となる

² 国際投資協定の中でも、二国間の投資協定はBIT(Bilateral Investment Treaty)と呼ばれる。

メリットから除外されることになる。したがって、WTO体制を支え、かつ、EPA/FTAのメリットを享受しデメリットを最小化することが肝要である。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、EPA/FTAや投資協定で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定との整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点も踏まえ、第Ⅲ部においては、日本が締結したEPA/FTA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について紹介する。第三国間で締結されたEPA/FTAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。なお、デジタル及び環境分野の協定（例えばデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA））は、WTOにRTAとして通報されている協定ではないものの重要な動きであるため、本総論でも記載することとする。

2. 世界における経済連携の動向

(1) 世界全体の概観³

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成（1992年）、NAFTA発足（1994年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、国内経済構造の改革等を目指す取組を積極的に推進した。

WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999年）及びドーハ・ラウンド（2001年～）の停滞を通して、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさが顕在化し、二国間あるいは地域国間でのEPA/FTA締結に向けた動きが世界的な潮流として更に加速することになった。

シアトル閣僚会議以降、EPA/FTAに関して以下三点の傾向が見られる。

第一には、EPA/FTA協定において、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、労働、環境、電子商取引、経済協力、人の移動など、多様な分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来のFTAの要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含むEPAを我が国が結んできたのはその一例）。

第二には、「地域統合」型のEPA/FTAや広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。

米州では、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が、2003年12月に自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国とのFTA（米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定、DR-CAFTA）が2004年8月に署名され、国ごとに順次発効した。北米自由貿易協定（NAFTA）は1994年1月に発効し、それに代わる米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は2020年7月に発効した。

アジア太平洋地域では、2010年3月にTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が開始し、2016年2月に署名に至った。その後2017年1月に米国がTPPからの離脱を通知したが、米国を除く11か国での交渉を経て、翌2018年3月にはCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名に至り、2018年12月に発効した。2013年5月には東アジア地域全域をカバーするRCEP（地域的な包括的経済連携）協定の交渉が16か国（ASEAN10か国と日中韓印豪NZ）で開始された。2019年11月にインドはRCEP協定への懸念を表明し、その後の交渉会合には参加せず、2020年11月、インドを除く15か国が協定に署名した。本協定は2022年1月に10か国で発効した後、同年2月に韓国、同年3月にマレーシア、2023年1月にインドネシア、同年6月にフィリピンについて、それぞれ発効している（後述の3.(2)20を参照）。そのほか、2013年3月には日中韓FTA交渉が開始されている。

アフリカ地域では、アフリカ連合（AU）の55か国・地域のうちエリトリアを除く54か国・地域が署名しているAfCFTAが2021年1月に運用開始した。

第三には、近接しない国・地域間でのEPA/FTAを締結する動きが活発化していることが挙げられる。1985年の

³ 各国・地域別のFTA締結状況については、WTOのウェブサイト上に記載がある（<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>）

米イスラエル FTA を端緒に、EU メキシコ FTA、韓 EU・FTA、米韓 FTA、EU 南アフリカ FTA、EU シンガポール FTA、EU カナダ FTA、EFTA シンガポール FTA、チリトルコ FTA、韓国ペルー FTA、中国モーリシャス FTA、英豪 FTA、英 NZFTA などが締結されており、日本もメキシコ、チリ、ペルーといった中南米諸国、EU、英国、スイスといった欧州諸国とも EPA/FTA を締結している。

以上の EPA/FTA に関する動きに加えて、分野別の協定を締結する動きが活発になっている。（これらの協定は WTO に RTA として通報されているものではないものの、重要な動きであるため記載する）。

デジタル分野では、例えば、シンガポール、ニュージーランド、チリの3か国によるデジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economic Partnership Agreement, DEPA）が2020年6月に署名され、2021年1月に発効し⁴、2024年5月に韓国の正式加入が発表された（DEPAの動きについては、第Ⅲ部第7章(3)⑩参照）。このほかにも星豪 DEA（2020年8月署名、12月発効）、星韓 DPA（2022年11月署名、2023年1月発効）、星英 DEA（2022年2月署名、6月発効）、など、様々なデジタル経済協定（Digital Economic Agreement, DEA）やデジタルパートナーシップ協定（Digital Partnership Agreement, DPA）を締結する動きが活発化している。

環境分野においても、協定を形成する動きが見受けられ、2022年10月には星豪グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）が署名された。また、2025年10月にはシンガポール、チリ、ニュージーランドの間でグリーン・エコノミー・パートナーシップ（GEPA）協定の交渉が開始された。

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

本項では、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。

①米州

(a) 北米自由貿易協定（NAFTA : North American Free Trade Agreement）及び USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）の概観

米国、カナダ、メキシコの3か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定した。

3か国は、2017年8月から NAFTA 再交渉を開始した。2018年8月米国・メキシコ間で「初期的な大筋合意（preliminary agreement in principle）」を発表した。同年9月3か国で合意に至り、その際、協定の名称を USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）に改めると発表した。同年11月、3か国は協定に署名した。

2019年12月、3か国は労働や環境等の分野に関して、協定の内容を一部修正する「修正議定書」に署名した。

その後、メキシコでは、同年12月に連邦議会上院が USMCA の批准を承認した。米国では、同年12月に下院、2020年1月に上院で USMCA 実施法案が可決され、大統領の署名を経て、批准手続が終了した。カナダでは、同年2月に実施法案が下院国際貿易委員会で採択され、下院本会議へ送付された後、3月、カナダ議会が USMCA 実施法案を承認し、カナダ総督が同法案を承認して批准手続が完了した。USMCA は同年7月に発効し、発効6年後の2026年7月には協定の見直しが予定されている。米国内では、USMCA 実施法に基づき、協定の見直しに向けたプロセスが進んでおり、2025年9月から12月にかけて、パブリックコメントの募集、公聴会による意見聴取、議会への報告などが行われた。メキシコ及びカナダ国内でもパブリックコメントが募集されるとともに、産業界や州、その他の関係者との会合などが実施された。また、2026年3月18日には、米国とメキシコの二国間による初の技術協議が行われた。

(i) USMCA の主なポイント

(自動車)

- ・自動車の域内原産地比率は2020年7月（協定発効日）から66%、以降、段階的に引上げ、2023年7月には75%とする。

⁴シンガポール、ニュージーランドは2021年1月発効だが、チリは同年11月発効。

- ・自動車部品（乗用車・ピックアップ用）の域内原産地比率を①重要部品、②主要部品、③補完部品の3カテゴリーに区分。それぞれ、66%・62.5%・62%とし、以降、段階的に引き上げ。2023年7月には、75%・70%・65%とする。
- ・時給16ドル以上の労働生産で製造する割合を40～45%とする。
- ・車両に使用される鉄鋼・アルミニウムのうち、70%以上の比率が北米域内原産であることを求める。

※ライトハイザー米通商代表発フリーランド加外相／グアハルド墨経済相宛サイドレター

- ・自動車分野においては、一定数量を下回る対米輸出については、通商拡大法232条を適用しない（①乗用車：年間260万台まで、②ライトトラック：全て、③自動車部品：メキシコは年間1,080億ドル相当、カナダは年間324億ドル相当）。

なお、2022年1月、USMCAの自動車分野の原産地規則の解釈をめぐり、メキシコ政府はUSMCAの紛争解決章に基づくパネルの設置を要請し、カナダも同月に申立国に加わると発表した。その後、2023年1月、紛争解決パネルは米国の解釈は協定不整合とし、メキシコとカナダの主張を支持した。

（農産品）

- ・米国とメキシコは、互いに農産物のゼロ関税を維持。
- ・米国とカナダは、互いに国別関税割当枠（無税）を設定（米国は乳製品及び砂糖、カナダは乳製品、鶏肉及び卵）。段階的に最大19年目まで枠数を拡大。
- ・カナダは、協定発効6か月後に、乳製品の供給管理制度における生産者価格の設定方法を一部見直し。
- ・米国とカナダの間で、関税割当の運用の公平性、透明性の確保に関する規則に合意。
- ・地理的表示の異議申立て手続の透明性の強化等、地理的表示に関する新たな規律に合意。
- ・輸出補助金等、貿易歪曲的政策の削減へのコミットメント等に合意。

（知的財産）

- ・著作権保護期間を70年に延長。

（「非市場経済国」⁵とのFTA）

- ・締約国が「非市場経済国（注）」とのFTAを交渉する場合、交渉開始3か月前までに通知しなければならない。当該FTAが発効した場合、他の締約国（2か国）は6か月の通知を以て、本協定を終了させ、2か国間の協定に代替可。

（為替）

- ・国際通貨基金（IMF）協定のもと、国際収支の効果的な調整を妨げるため又は不公正な競争上の優位を得るために為替相場又は国際通貨制度を操作することを回避するよう義務付けられていることを確認。
- ・市場で決定される為替相場体制の実現・維持、競争的な通貨の切下げ（外国為替市場への介入を通じたものを含む）を控えること、マクロ経済と為替相場の安定の条件を強固にするファンダメンタルズの強化を規定。

（レビュー及び延長）

- ・各国の16年延長の意思が確認されない限り、協定発効後16年で終了。協定発効6年目に、各国の延長の意思を確認し、合意されれば自動的に延長。延長決定から6年毎にレビュー。

(ii) USMCA修正議定書

（労働）

- ・労働者の権利侵害に対する救済措置として、労働分野の紛争早期解決メカニズム（RRM）を追加。対象施設における労働者の権利侵害が発生していると考えられる場合、締約国はUSMCA事務局に、紛争解決パネル設置の

⁵ 同協定における「非市場経済国」の定義：協定署名時に少なくとも1か国が非市場経済と決定しており、かつ、いずれの締約国もFTAを締結していない国

申立を行うことが可能。

- ・パネルが労働基準の違反を認めた場合、救済措置として、提訴国は違反先の対象施設で製造される製品の特恵関税の停止や対象施設で製造される製品又は提供されるサービスに対し罰則を課することができる。また、二度以上の違反が認められた場合、輸入禁止措置をとることも可能。

(環境)

- ・環境関連の多数国間の枠組みを遵守することの規定を追加。

(知的財産)

- ・バイオ医薬品に関するデータ保護期間(「10年間」)の規定を削除。

(b) 南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Común del Sur) の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場(メルコスール)は、2025年3月現在、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビアの5か国で構成される域内の関税撤廃等を目的に発効した関税同盟である(ボリビアは、2024年7月にメルコスール加盟議定書を批准。発効後4年以内に国内法規を整備し、加盟手続を完了させる予定。ベネズエラは2016年より加盟資格停止中)。

メルコスールとアンデス共同体(加盟国:ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)は、2005年6月のメルコスール首脳会合において相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことを確認し、南米共同市場の強化が図られた。

域外との貿易協定については、2000年4月に欧州連合(EU)とのFTA交渉を開始後、2016年5月から再開して2019年6月に大筋合意に達した。2024年12月に最終的な合意に達し、2026年1月にパラグアイにて署名された。欧州自由貿易連合(EFTA)とも2017年6月よりFTA交渉を開始し、2019年8月に基本合意、2025年9月に署名された。

その他、メルコスールはイスラエル(2009年発効)、エジプト(2017年発効)、パレスチナ(2011年署名、未発効)、シンガポール(2023年署名、2026年2月にパラグアイとの間でのみ発効)もFTA交渉を終えており、南部アフリカ関税同盟(SACU)(2016年発効)及びインド(2009年発効)とは特惠貿易協定(PTA)を締結している。

また、カナダ(2018年)、韓国(2018年)、レバノン(2019年)、アラブ首長国連邦(2024年)、インドネシア(2021年)、ベトナム(2025年:PTA)との交渉を開始している。

対外共通関税を設定する関税同盟の加盟国は、他国と独自の貿易協定を締結することはできないが、2021年には、ウルグアイが中国とのFTA交渉に向けた予備調査の実施を発表し、アルゼンチン等がそれを非難するなど、域外との通商交渉柔軟化や対外共通関税の引下げ等を巡り、メルコスール内で意見が対立している。またこのような、2022年12月、ウルグアイはCPTPPへの加入を要請していたが、2025年11月のTPP委員会にて、加入手続開始が決定された。

我が国との関係では、日・メルコスール経済緊密化のための対話を過去45回開催(2012年、2015年、2016年、2017年、2024年)、両国のEPA/FTAの取組等について情報交換を行うとともに、2025年12月に立ち上げた日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組みの第1回会合が2026年1月、第2回会合が2026年3月に開催された。

(c) アンデス共同体 (CAN : Comunidad Andina) の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4か国で構成される関税同盟である(ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国であるアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイが準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟)。

域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは2005年12月末に撤廃したことで、2006年1月よりアンデス自由貿易圏が正式に発効した。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致や、コロンビア、ペルー、エクアド

ル3か国の対米個別 FTA 交渉が開始したことに伴い、2006年2月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を2007年1月31日まで停止することで合意された。その後、2014年12月31日まで停止期限の延長を行ったが、2015年4月に対外共通関税の発効を放棄することを決定した。他地域との間では、2007年に EU とアンデス共同体との FTA 交渉が開始され、2009年2月から EU とコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2009年7月にエクアドルが交渉離脱した後、2012年6月に三者で署名、2013年8月に発効した。なお、2019年5月、コロンビア、ペルー、エクアドルは英国との間で、英国の EU 離脱後も貿易協定の各種条件を維持することを定めた協定を締結した。また、米国とアンデス共同体域内国との二国間 FTA については、2009年2月にペルーとの FTA、2012年5月にコロンビアとの FTA が発効した。

(d) 太平洋同盟（Alianza del Pacífico）の概観

2012年6月に署名された太平洋同盟（Alianza del Pacífico）は、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4か国によって枠組み条約に署名された地域経済統合協定である。太平洋同盟の構成や参加資格等、太平洋同盟の組織や体制について規定する「太平洋同盟枠組協定」は、2015年7月に発効した。2014年2月に開かれた第8回太平洋同盟首脳会合において、域内関税について92%の品目で即時撤廃、残り8%を最長で17年かけて段階的に完全撤廃することなどを内容とする追加議定書が採択された。

2015年7月には第10回首脳会合が開催され、物品、サービス、資本及び人のより自由な移動を実現するため、深化した統合地域の建設を進展させる決意や、他の統合メカニズムと連携していく意思等を示すパラカス宣言が採択された。

2017年には、準加盟国についての議論が進展した。太平洋同盟の発足当初から、アジア太平洋との関係強化は基本方針に盛り込まれていたところ、その動きが本格化している。2017年6月にコロンビアで開催された太平洋同盟首脳会合において、豪州、ニュージーランド、カナダ及びシンガポールの4か国が、太平洋同盟の「準加盟国」の候補国として、太平洋同盟加盟4か国と包括的自由貿易交渉開始を発表した（シンガポールは、2022年1月 FTA に署名、2025年5月チリ、ペルーとの間で発効）。

2018年の太平洋同盟首脳会合で採択された宣言では、上記4か国との加盟国交渉の進展に満足の意を示すとともに、韓国、エクアドルを次の準加盟国の候補として歓迎し、将来的には、韓国、エクアドルと交渉を開始する旨が記載されている。

2019年の太平洋同盟首脳会合では、2018年に採択された「戦略的ビジョン2030」をより強固に推進していくことを確認した。

2020年の太平洋同盟首脳会合では、新型コロナウイルス感染症拡大を鑑みオンラインで実施されたが、同盟国地域におけるデジタル市場の発展、ジェンダーの平等、新型コロナウイルス対策の3つを主なテーマに議論し、首脳宣言を発表した。

2022年の太平洋同盟首脳会合では、「ブエナビントウーラ宣言」に署名し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより引き起こされた社会・経済的影響を減らし、同盟の創設目的でもある域内貿易の促進と、包括的で持続可能なデジタル開発、人の移動のさらなる自由化などを促進することに合意した。また、シンガポールとの自由貿易協定の署名が行われた。さらに、エクアドルの正規加盟国入りに向けた交渉を開始することに合意した。また、2022年6月には、韓国の準加盟国入りに向けた交渉が開始した。

2022年11月には、ペルーでの政治的混乱を受け、メキシコで開催予定であった首脳会合は中止を余儀なくされ、代わりに同年12月にペルーで開催予定であった首脳会合も相次いで中止となった。また、2023年4月にはメキシコからペルーに議長国の引き継ぎが行われる予定であったが、メキシコがこれを拒否した。これを受け、代わりにチリが一時的に臨時議長国を務め、2023年8月にチリからペルーに議長国の引き継ぎがなされた。その後、2023年12月にあらためてチリが議長国となり、その後2024年12月にチリからコロンビア、2026年1月にメキシコに議長国の引き継ぎがなされた。

(e) カリブ共同体（CARICOM）の概観

1973年8月に発足したカリブ共同体（CARICOM）は、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシ

ア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、モンセラット（英領）といった14か国1地域で構成される共同体である。

CARICOM 内で経済統合強化の声が高まり、サービス、資本、人の自由移動といった共同市場を強化・拡大したカリコム単一市場・経済（CSME）を目指している。

2006年1月、バルバドス、ベリーズ、ガイアナ、ジャマイカ、スリナム及びトリニダード・トバゴの6カ国でカリコム単一市場（CSM）を開始。同年7月、OECS 諸国（アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア及びセントビンセント及びグレナディーン諸島）が参加。

2018年12月、特別首脳会合がトリニダード・トバゴで開催され、人の自由移動に関し、その適用枠を拡大することなどが決められた。発足以来、CSMEの実現のためのそれぞれの条項が徐々に実施されてはいるが、CSME全条項実施までは至っていない。

我が国との関係では、日・カリコム首脳会合を1回開催（2014年）、日・カリコム外相会合を計8回開催（2000年、2010年、2013年、2014年、2016年、2018年、2021年、2024年）し、日・カリコム関係の一層の強化について意見交換を行っている。

(f) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定（NAFTA）及びイスラエルとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002年通商法（貿易促進権限（TPA）を含む）の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとして FTA 交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月のWTOカンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTA を単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模で FTA を展開している。2025年2月時点で20の国との間で FTA 等を発効済みである。2006年11月には、APEC 地域におけるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を提案した。

2009年11月には、オバマ大統領が環太平洋パートナーシップ（TPP）への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2016年2月に署名されたものの、2017年1月に、オバマ大統領にかわってトランプ大統領が就任したことで、通商政策の方針は大きく転換した。トランプ大統領は、就任直後の1月23日、TPP からの離脱を正式に決める大統領令に署名した（TPPの動きについては3(2)⑯環太平洋パートナーシップの項を参照）。

同年8月からはカナダ・メキシコとの NAFTA の再交渉を開始し、2020年7月に USMCA として発効した。2018年10月に改正交渉開始に合意した米韓 FTA については、2019年1月に発効した。また、米国は英国との FTA 交渉を2020年5月に開始したが、大きな動きはない。ケニアとの FTA 交渉を同年7月に開始し、2023年4月に第一回の交渉会合を開催した。

また EPA/FTA 以外の動きとして、2022年5月には、14カ国の参加国からなるインド太平洋経済枠組み（IPEF）を立ち上げた（IPEFの動きについては、3(5)②インド太平洋経済枠組み（IPEF）の項を参照）。2023年1月には、バイデン大統領が2022年6月に提唱した経済枠組み「経済繁栄のための米州パートナーシップ（APEP）」（米国、バルバドス、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ）が正式発足し、2023年11月に初の首脳級会合を米国が主催した。

(ii) メキシコ

メキシコについては、2026年1月時点で20の EPA/FTA が発効している（日本とは2005年に EPA を発効。詳細は3(2)②日メキシコ EPA の項参照）。韓国との FTA 交渉については、2006年2月から交渉を開始したが、当時韓国が対米 FTA 交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられず、2007年8月、当初目指していた「戦略的経済補完協定」から FTA に格上げして締結交渉を開始することを発表したものの2008年6月以降は交渉が事実上中断していた。2016年4月に韓国大統領がメキシコを公式訪問し、メキシコ大統領との会談で、2016年第4四半期以降をめどに FTA の交渉再開に向けた協議を行うことが合意された。2022年3

月には、韓メキシコFTAの交渉再開が合意されたものの、同年11月にメキシコ外相が交渉を一時中断することを明らかにしている。

2000年に発効したEUとのFTAについては、2013年に包括的な現代化を目指すことで合意した。その実現に向け、2016年6月から交渉会合が行われ、2020年4月にEUメキシコFTAの現代化について最終合意を発表した。その後、条文精査等を経て、2025年1月にEU側より現代化交渉の完了が正式に発表され、現在は署名および批准に向けた手続きが進行中。

他に、すでに紹介した通り、2020年7月に、NAFTAに代わるUSMCAが発効している。

(iii) カナダ

カナダについて2026年3月現在、15のEPA/FTAが発効している。複数の国が参加するEPA/FTAとして、USMCA、CPTPPと、欧州自由貿易連合（EFTA）（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）とのFTAを締結している（日本とは2012年11月にEPAの交渉を開始し、2014年11月までに7回の交渉会合を実施。）。

「EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）」については、暫定適用を2017年9月から開始した。CETAはEUにとって主要7か国（G7）のメンバーと結ぶ初めてのFTAであり、協定全体の正式な発効には、EU全加盟国における批准手続きが必要となる。

また、2018年3月にはメルコスールとのFTA交渉を開始し、進歩的貿易アジェンダの推進にコミットしている。

2020年にEUを離脱した英国とは、2021年4月にカナダ-英国貿易継続協定（Canada-UK Trade Continuity Agreement（TCA））を発効した。この協定は、カナダEU包括的経済貿易協定（CETA）の主要な合意内容を確保し、双方の市場への特恵アクセスを継続的に提供するものである。なお、この協定は、カナダと英国が2022年3月に開始したFTA交渉が妥結するまでの間の暫定的な協定と位置付けられているが、英国政府は2024年1月、カナダとのFTA交渉を一時停止すると表明している。

ASEANとの間では、2021年11月にFTA交渉の開始について合意し、現在も交渉を継続。

2022年2月には、エクアドルとの間でFTA交渉を開始し、2025年1月に交渉が妥結した。

2024年12月には、インドネシアとの間で包括的経済連携協定（CEPA）の交渉が妥結し、2025年9月に署名された。

2025年に入り、フィリピン、タイとのFTAの交渉開始または再開、UAE、インドとのCEPAの交渉開始で合意している。

②欧州

(a) EUの地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EUは、GATT/WTOの多国間貿易交渉による貿易投資の自由化を最優先としつつ、周辺諸国や旧宗主国の関係国とのFTA交渉を推進してきた。しかしながら、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の交渉停滞を受け、2006年10月にEUは域内の単一市場の強化とともに対外通商政策に関する考え方を示した政策文書「グローバル・ヨーロッパ」を発表して、WTO体制を全面的に支持しつつ、それを補完するものとして、アジアを中心とする新興市場開拓に焦点を置いたFTA交渉を進めていく姿勢を表明した。

これに基づき、韓国と2007年5月からFTA交渉を開始し、2016年7月に発効した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2013年以降は事実上、交渉が停止していたが、2022年4月にEU印首脳会談にてFTA交渉の6月再開に合意、2026年1月に妥結を発表した。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始したものの、2009年3月から休止している。ASEAN各国とのFTA交渉の状況は様々であり、シンガポールとのFTAは2019年11月、ベトナムとのFTAは2020年8月に発効、インドネシアとのFTAは2025年9月に最終合意に達し、マレーシア、フィリピン、タイとは交渉中である。

アフリカ諸国については、2007年末までにACP（アフリカ、カリブ海、太平洋地域）内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っていたが、合意できたのはカリブ海地域のみだった（2008年10月に調印）。その後、アフリカを5地域に分けて見直し交渉を進めた結果、西部アフリカ地域とは2014年7月に署名を行い、南部アフリカ地域とは2016年に暫定適用した。

2015年には、更に「万人のための貿易」（「Trade for all」）において、貿易における全体戦略を示した。

中南米諸国との関係においては、政治協力も含めたメキシコEU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。メキシコとはさらに、2016年5月より改定交渉を開始し、2018年4月に大枠合意に至り、最終的に2020年4月にFTA-再交渉が妥結され、市場アクセス等が改善した。チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定が2005年3月に発効し、2017年11月に開始された改正交渉は2022年12月に終了している。メルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEUメルコスール連合協定交渉が2000年4月に開始され、2004年に交渉中断したものの、2016年10月から再開し、2019年6月に大枠合意、2024年12月に最終合意に達し、2026年1月に署名された。

湾岸協力理事会（Cooperation Council for the Arab States of the Gulf, GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開した。2008年にはGCCにより交渉が停止され、その後非公式な協議が行われている。

カナダとは、2009年10月から交渉を開始し、2014年9月オタワでのカナダ-EUサミットにおいて交渉を終了した旨を宣言した。その後、2016年10月にブラッセルでのEU-カナダサミットで、EUカナダ包括的経済・貿易協定（CETA）に調印し、2017年9月から暫定適用した。協定を完全に発効させるためには、EU域内の国家による協定の承認が必要とされている。

米国とのFTAについては、2013年7月から交渉開始したものの、2017年1月に、マルムストローム欧州委員（通商担当）（当時）が、トランプ米政権の誕生に伴って停止状態にあるとの見解を表明していた。しかし、その後通商協議の再検討が進められ、2018年7月の首脳会談において、条件付きの通商協議入りすることで合意した。10月にUSTRがEUと貿易交渉を開始する意思を米議会に通知したことによって、法的には2019年1月中旬以降、交渉を開始できることとなった。2019年4月に欧州理事会は、EUとして米国との通商協議を開始する権限を欧州委員会に付託する交渉指令案を承認した。交渉内容は「工業品に対する関税撤廃」「非関税障壁撤廃に向けた（基準認証の）適合性評価」（以降、適合性評価）に絞り、農業分野を含まないことを強調している。また、11月には欧州委員会貿易総局が米国との適合性評価に関する協定のための提案を公表した。2020年8月、数億ドル規模の市場アクセスを拡大する関税引き下げパッケージの合意を発表し、EU側はロプスターの5年間の関税撤廃、米国側は160百万ドル相当のEUからの一部輸出品目に対して50%関税削減を約束した。

豪州についてはFTA交渉が2018年に開始され、2023年に農業等を巡る対立で凍結されたものの、2025年9月に再開されることとなった。また、ニュージーランドについては、FTA交渉が2018年に開始され、2022年6月に交渉妥結、2024年5月に発効した。

(b) 英国を巡る動き

2020年1月末に英国はEUから離脱した。離脱協定では2020年末までを「移行期間」とし、移行期間中は、英国は引き続きEUが第三国と締結した国際約束を含むEU法が適用される条約に拘束されることとなった。

一方、英国は移行期間終了後に発効させる自由貿易協定の交渉・署名・批准が可能となった。英国は日本との間でEPAを2020年10月に署名した。英EUでは、物品とサービス貿易に限らず幅広い分野をカバーする通商協力協定が、移行期間終了間際の2020年12月に署名され、移行期間が明けた2021年1月に暫定発効した後、2021年5月に正式発効した（欧州議会の批准が2020年内に間に合わなかったため、欧州委員会は暫定発効という特例措置をとった）。

なお、直近の英国の動きとしては、2023年7月、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国の加入議定書の署名が行われ、2024年12月に同議定書が発効した。

③アジア太平洋地域

(a) ASEAN経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加

盟10か国（現在は11か国）による自由貿易地域である。1993年1月より、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度に基づいて、域内関税を段階的に引き下げることにしており、当初は2008年までに適用品目（IL）の域内関税を0～5%まで引き下げることを目標としていた。しかしながら、その後、1994年のAFTA評議会では域内関税引き下げの期限が2003年に前倒しされ、1998年12月のASEAN首脳会議では、ASEAN先発加盟国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）について、引き下げ期限がさらに2002年に前倒しされた。加えて、1999年のAFTA評議会及びASEAN首脳会議では関税引き下げの目標を「0～5%」から「関税撤廃」とした上で、ILの関税撤廃期限を先発加盟国については2010年まで、新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までとすることが宣言された。その結果、先発加盟国のIL関税引き下げは2002年に、IL関税撤廃は2010年に、新規加盟国のIL関税撤廃は、総品目数の7%にあたる一部品目を除き2015年1月に達成された。なお、この一部品目については2018年まで関税撤廃が猶予されていたが、2018年にこの残りの7%の品目の関税が撤廃された。

また、2007年11月のASEAN首脳会議では、法的拘束力のある「ASEAN憲章」が署名され、AECの2015年までのロードマップである「AECブループリント」が発出された。その中で、AFTA-CEPT協定を包括的な協定として見直すことが記載されており、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」が署名され、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価・衛生植物検疫・貿易救済措置の5分野が追加された。同様に、投資分野についても、ASEAN投資促進・保護協定（IGA）とASEAN投資地域枠組合意（AIA）を統合・改定した「ASEAN包括的投資協定（ACIA）」が署名された。

そして、2020年10月、1995年に署名されたASEANサービス枠組み協定（AFAS）を全面的に刷新するASEANサービス貿易協定（ATISA）が署名された。今回の署名によって、内国民待遇・最恵国待遇・市場アクセスなどの具体的な規律が定められた。

2025年5月の第46回ASEAN首脳会議において、「ASEAN Economic Community Strategic Plan 2026–2030」が採択され、ポスト2025の経済統合に係る最初の5年計画として位置付けられている。

ATIGAについては、2022年にアップグレード交渉が正式開始され、2025年に交渉妥結に至り、2025年10月に改正第2議定書の署名が開始された。投資分野では、ACIAの現代化に向けて2024年に第5改正議定書の署名プロセスが開始されている。

(b) ASEANを巡る動き（「ASEAN+1」の取組）

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEANとのEPA/FTA締結への動きを活発化させている。

中国ASEAN FTA（ACFTA）については、2003年に「包括的経済協力枠組み協定」が発効し、2004年には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名した。2005年から関税引き下げを開始し、2010年にはASEAN6か国において対象品目の9割について関税が撤廃された。また、「サービス貿易協定」は2007年に発効、「投資協定」は2010年1月に発効した。2016年7月、ACFTA高度化協定が発効された。2022年11月にACFTA 3.0へのアップグレード交渉が開始され、2024年10月に交渉の実質妥結が発表された。2025年10月のASEAN関連首脳会議の期間中にはACFTA 3.0 Upgrade Protocolが署名され、今後、各国の国内手続を経て発効する見込みである。韓国ASEAN FTAについては2004年に交渉開始、8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007年より関税引き下げを開始した。また、2009年に「サービス貿易協定」が発効した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。韓国及びASEAN6か国は2012年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。2011年にフィリピンとカンボジアが批准を済

ませたことにより、10か国全ての国との発効に至った。また、インドとASEANは、2012年12月20日、サービスと投資分野のFTAの締結にも合意し、2014年11月に全加盟国間で署名された。

ASEAN豪NZ・FTA（AANZFTA）は2005年に交渉開始し、2009年2月に署名された。2010年1月に豪州、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア等8か国との間で発効し、2012年1月全ASEAN諸国との間で発効した。なお、2010年5月から開始された協定見直し交渉は、2013年12月に合意され、2014年8月の署名を経て、2015年10月に第一改訂議定書が発効し、原産地規則の統合・簡素化等が図られた。2020年にはさらにAANZFTAのアップグレード交渉が開始され、2022年11月に実質的に妥結、2023年8月に第2改訂議定書が署名、2025年4月に発効した。

ASEAN香港FTA（AHKFTA）及び投資協定（AHKIA）は2014年7月に交渉開始し、2017年9月に合意、同年11月のASEAN首脳会議に合わせて署名された。2024年9月には新たな製品別原産地規則を組み込むため、AHKFTAの第一改訂議定書が署名された。

日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定は、我が国にとって初めての広域経済連携協定である。2005年より交渉を開始、2010年までにはすべてのASEAN構成国との間で発効に至った。また、サービスの貿易・投資に係る関係強化のため第一改訂議定書を締結し、日本では2020年に発効し、各国でも同年から順次発効している。（詳細は3.(2)⑧日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定参照）。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にEPA/FTA締結に向けた動きを展開しており、2025年1月までに29のEPA/FTAが発効している。特に、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定（P4）を発効させており、TPP協定交渉を主導した。2010年3月に交渉を開始したEUとのFTAは、2018年10月に署名に至り、2019年11月21日に発効した。パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。2022年1月には、太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）とのFTAに署名、2025年5月にチリ、ペルーとの間で発効した。した。

またシンガポールは、デジタル経済協定（DEA）の締結を推進している。2020年12月に豪州とのデジタル経済協定が発効した。英国との間では2022年6月にデジタル経済協定が発効している。また2023年2月には、EUシンガポール・デジタルパートナーシップが発足した。2024年7月にはEUシンガポール・デジタル貿易協定（EUSDTA）交渉が妥結され、2025年5月に署名、2026年2月発効した。同協定は、自由で開かれた安全なデータ流通を可能にし、エンド・ツー・エンドのデジタル貿易を円滑化し、企業および消費者にとって信頼のある安全なデジタルシステムを確立する、高水準の約束（コミットメント）で構成されている。2023年1月は韓国との間でデジタルパートナーシップ協定が発効した。2国間だけでなく、複数の国が参加する協定であるDEPAもシンガポール、ニュージーランド、チリの3国間で2021年1月発効し、2024年5月に韓国の正式加入が発表された（DEPAの動きについては、第Ⅲ部第7章(3)⑩参照）。2024年12月には、二度の改訂を経て、中国シンガポール自由貿易協定（CSFTA）のさらなるアップグレード議定書が発効した。主な内容は「投資・貿易分野におけるより自由で透明性の高い規則の導入」「ネガティブリスト方式（自由化を約束しない分野を列挙する方法、第Ⅲ部第2章(2)参照）への見直しに伴う市場アクセスの拡大」「電気通信サービス章の新設」となっている。

2022年10月には星豪グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）が署名されており、今後の環境分野における協力事項を総論的に列挙したフレームワーク協定であり、17の協力イニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち3分野はアーリーハーベストとして成果物も同時に公表された。

協定自体はソフトな内容で、新たな拘束力のある義務を生じず（21条）、紛争解決メカニズムも両国間の協議のみ（24条）である。環境関連物品リスト（HS6桁で372品目）・サービス・リストが附属書に列挙されているが、市場アクセスの深堀りは今後の検討事項であり、現時点では一切コミットされていない（附属書B 1.1、B 1.2）。他方で、星豪間での電力融通のための海底送電線の整備や送配電ルール整備等、エネルギー政策上大きな転換となるような内容も盛り込まれている。

2025年10月にはシンガポール、チリ、ニュージーランドの間でグリーン・エコノミー・パートナーシップ（GEPA）協定の交渉が開始された。

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出し、2026年1月時点で17のEPA/FTA（特惠貿易協定を含む）を締結している。新たに署名されたスリランカ、欧州自由貿易連合（EFTA）、およびブータンとのFTAは、2026年中に発効する見込みとなっている。また、交渉中のFTAでは、EUおよび韓国、カナダとの協議が継続しており、米国との相互貿易協定（ART）の締結に向けては、双方が受け入れ可能な成果を重視しており、協議を準備中の状況。

(iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めており、2026年1月までに19のEPA/FTA（特惠貿易協定を含む）が発効している。2022年11月には、マレーシアについてCPTPPが発効した。マレーシアは、2019年に韓国とのFTA交渉を開始し2025年10月に妥結した。2022年12月に開催されたEU・ASEANサミットに際して、マレーシアとEUはパートナーシップ・協力協定（PCA）に署名、FTA締結に向けて努力するとの表現が盛り込まれた。2010年にEUとのFTA交渉を開始し、その後交渉が中断していたものの、2025年1月に交渉再開を発表し、同年6月より第1回目の交渉が再開されている。また、2025年1月にはアラブ首長国連邦（UAE）と包括的経済連携協定（CEPA）に署名、同年10月に発効した。これにより、マレーシアはGCC加盟国と初のFTAを締結したことになる。

(iv) 韓国

韓国は2026年1月までに22のEPA/FTAを発効している。直近では、2024年12月にフィリピンとのFTAが発効、2025年10月にマレーシアとのFTA交渉を妥結したほか、ロシア、メルコスール、ウズベキスタンやタイ等と交渉中である。

また、その他、中国、インド、英国やASEANとの既存のFTA改善交渉も進められている。一方、日本との交渉は中断中である。

2025年6月にイ・ジェミョン政権が発足。現時点で韓国からCPTPPへの加入要請はなされていないものの、加入への意思の動向が注目されているところ。

(v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。2026年1月時点で、21のEPA/FTAが発効済みである。近年では、2024年1月にニカラグア、5月にエクアドル、7月にセルビア、2025年1月にモルディブとのFTAが発効し、12月にシンガポールとのFTA改定議定書が発効した。また、ホンジュラス、スリランカ、イスラエル、ノルウェー、モルドバ、パナマ、パレスチナとの二国間EPA/FTA、韓国との第二段階のEPA/FTAや、GCC、日中韓とのEPA/FTAについて交渉中である。さらに7か国と、二国間EPA/FTAについての共同研究を実施中もしくは検討中であり、2021年にはウルグアイが中国とのFTA交渉に向けた予備調査の実施を発表した。

既に発効済みのEPA/FTAのうち、ASEAN、チリ、シンガポール、ニュージーランド、パキスタン、ペルー、ジョージアとのEPA/FTAについては、アップグレード交渉が完了しており、スイスとのFTAについては、アップグレード交渉中である。なお、台湾との間では2010年9月に経済協力枠組協定（ECFA）が発効され、関税・サービス分野のアーリーハーベストなどが順次合意し実施された（なお、中国側は、2023年12月、2024年5月に、一部品目に関する関税引下げ停止を表明）。香港・マカオとの間では経済・貿易関係緊密化協定（CEPA）を発効済みであり、2018年12月には香港、マカオとのCEPA物品貿易協定が締結・発効され、2024年10月には二次改正が行われ、2025年3月サービス貿易分野の自由化が拡大され、発効した。欧州との間では、2020年12月の中国EU首脳会談後に中国・EU包括的投資協定について大筋合意を発表したが、2021年5月、欧州議会で本協定の批准に向けた審議を停止する決議が賛成多数で可決され、審議が凍結した。協定発効の見込みは立っていない。

またCPTPPについて、2021年9月に加入要請を通報した。

2021年11月には、国境を越えたデータ移管やAIの統治・管理、フィンテック・電子決済、デジタルID、政府データの公共利用など幅広い分野を対象としたデジタルに特化したDEPAへの加入申請を、寄託国であるニュージーランドに提出。2022年8月には中国の加入作業部会が設置され、加入プロセスの議論が進められている（DEPA

の動きについては、第Ⅲ部第7章「デジタル貿易」(3)⑩参照)。

(vi) インド

インドは、2000年代以降、各国・地域との経済連携強化を積極的に推進し、2026年1月までに、日本、韓国、豪州、UAE、シンガポール、タイ、マレーシア、スリランカ、ネパール、ブータン、モーリシャス、ASEAN、南アジア地域協力連合(SAARC)加盟7か国、EFTA、英国、オマーンとの計16のFTA/EPAを締結している。我が国とは2007年1月に交渉を開始し、2011年8月に包括的経済連携協定(CEPA)の発効に至った(3. 我が国における経済連携の取組の項参照)。2004年にタイとのアリーハーベストのFTAを締結し、2005年にシンガポール、2011年にはマレーシアとの包括的経済協力協定(CECA)を発効、ASEANとのFTAも2010年に発効させた。2004年に開催された南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議において、加盟7か国が対象となる南アジア自由貿易圏(SAFTA)枠組み協定に署名し、2006年1月に発効に至った。また、メルコスール、チリ、アフガニスタンとの特惠貿易協定(PTA)が発効済みであり、多国間枠組みとしては1975年に締結されたアジア太平洋貿易協定(APTA)がバングラデシュ、中国、韓国、スリランカとの間で適用されている。

インドは、RCEP協定交渉に参加していたが、2019年11月のRCEP首脳会合で交渉妥結に難色を示し、その結果RCEP協定はインド以外の15か国で署名されることとなった。RCEP協定署名国が署名後にいつでもインドと交渉を開始できること、加入に先立ちインドがオブザーバーとしてRCEP会合に参加できること等がRCEP協定署名国間で確認されたものの、2022年の協定発効を経て、2026年1月時点でも、復帰に向けた動きは確認されていない。

他方、近年、二国間のFTA交渉に積極的な姿勢へと転換しており、2022年2月に署名されたUAEとの包括的経済連携協定(CEPA)が5月に発効、豪州とは包括的経済協力協定(CECA)に向けた暫定協定という位置付けで2022年4月に経済協力・貿易協定(ECTA)が署名され、12月に発効した。2022年1月、2019年以降中断していた韓国とのCEPAに関する改定交渉の再開に合意し、11月に交渉会合を実施している。また、2025年7月に英国とのFTA、同年12月にオマーンとのEPAが署名され、同月にはニュージーランドとのFTAの交渉妥結にも至っている。2007年に開始するも長らく中断していたEUとのFTA交渉は、2022年6月に再開し、2026年1月に妥結に至った。

また、交渉中の国・地域としては、カナダ、イスラエル、インドネシア、ペルー、湾岸協力会議(GCC)、ユーラシア経済連合(EAEU)、南部アフリカ関税同盟(SACU)がある。

(vii) 豪州

豪州は各国・地域とのFTA交渉に積極的に取り組んでおり、2026年1月までに19のEPA/FTA(特惠貿易協定を含む)が発効している。

2011年5月に交渉開始に合意したインドとのFTAであるAI-ECTAについては、2015年9月以降の交渉休止を経て、テハン貿易大臣とゴヤル商工大臣が2021年12月に最終妥結に先行して関税引き下げを実施する前倒し措置(アリーハーベスト)の期間を短縮すること、最終合意の早期実現を目指すことに合意した。同協定は2022年4月に署名され、同年12月に発効した。インドネシアとは、2010年11月にFTA交渉開始に合意し、2012年9月にCEPA交渉を開始、2019年3月には、両政府が署名、2020年7月に発効した。2017年6月には、太平洋同盟(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ)とのFTA交渉を開始した。EUとは、2018年6月に、FTA交渉を開始し、2021年10月に2022年2月まで交渉が再延期されたものの、2026年3月に交渉妥結した。2020年6月には英国とのFTA交渉を開始し、2021年12月に署名、2023年5月に発効した。2021年5月、発効から10年以上が経過したAANZFTA(ASEAN・豪州・ニュージーランド)について改定交渉が開始され、2023年8月に署名、2025年4月に発効した。

また、EPA/FTA以外の動きとして、豪星DEAが発効した(2020年12月)。

(viii) ニュージーランド

ニュージーランドについては、2026年1月時点で17のEPA/FTA(特惠貿易協定を含む)が発効している。GCCとの間では、2009年10月にFTA交渉に最終合意し、2024年10月に妥結した。また、インドとは、2010年

4月に交渉開始し、2025年12月に妥結した。一方、2018年7月には、EUと交渉を開始し、2023年7月に署名、2024年5月に発効した。また、中国とは、2008年に二国間FTAが発効された後、アップグレードされたものが、2022年4月に発効した。また、豪州と同様に、太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）とFTAを交渉している。2025年1月、アラブ首長国連邦と包括的経済連携協定（CEPA）を署名、同年8月に発効した。

英国とは2020年6月より交渉を開始し、2022年2月に署名、2023年5月に発効した。AANZFTA（ASEAN・豪州・ニュージーランド）は2010年の発効後、アップグレード交渉が開始され、2022年11月に実質的に妥結し、2023年8月に署名、2025年4月に発効した。また、デジタル分野に関し、チリ、ニュージーランド、シンガポールの3か国でのDEPAが2021年11月に発効した（DEPAの動きについては、第Ⅲ部第7章(3)⑯参照）。

EPA/FTA以外の動きとして、ニュージーランドの発案で、豪州、カナダ、台湾との間で先住民経済貿易協力協定（IPETCA）が発効している。

(ix) 南アジア自由貿易圏（SAFTA）

2004年1月南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議が開催され、加盟7か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ）が対象となるSAFTA枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している（その後、アフガニスタンも加盟し、現在計8か国が加盟）。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国（インド、パキスタン、スリランカ）が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、インド及びパキスタンは2012年末までに5%以下に引き下げ、スリランカは2013年末までに5%以下に引き下げた。

(x) ベンガル湾他分野技術経済協力イニシアティブ（BIMSTEC）

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7か国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに21回の交渉が行われており、2018年11月18日、19日に行われた21回目の交渉では、物品関税にかかる協定・税関協力等に係る協定・紛争解決にかかる協定について、案文確定に向けた大きな進展があった。また、同交渉においては、投資・サービス・貿易円滑化にかかる協定についても、進展が見られた。

(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、東アジア・アジア太平洋地域における、我が国も参加する特に重要な広域経済連携に関して概説する。

①環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans-Pacific Partnership）

2005年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国は、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership：P4）に署名した。P4は、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向したFTAであり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えたものであった。

2008年3月、米国はP4で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際には、豪州、ペルーが参加を表明し、続いてベトナムも将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。

その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領が関係国と連携（engage）していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4か国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて第1回TPP協定交渉会合が豪州にて実施された。2010年10月の交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わるとともに、同年12月の交渉会合からはベトナムが正式に交渉参加国となった。また、交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012年10月にTPP交渉への参加が正式に認められた。

(日本の TPP 交渉参加以降に関する経緯の詳細は 3.(2)⑩環太平洋パートナーシップを参照)

②地域的な包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアの東アジア経済協力 (EAEC) 構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した 1997年には第1回 ASEAN+3 首脳会議が開催 (以後常設化) され、第3回 ASEAN+3 首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年に東アジアビジョングループ (EAVG) が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性について ASEAN+3 首脳会議へ報告し、2002年には東アジアスタディグループ (EASG) が短期的に実現すべき 17項目、中長期的に実現すべき 9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG 報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」を挙げており、2005年4月、専門家による EAFTA の実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3による FTA の構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月の ASEAN+3 経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家による第2フェイズ研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月の ASEAN+3 経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告されて、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年の ASEAN+3 首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議 (EAS)」が初めて開催され、EAS の定期開催や、EAS がこの地域における共同体形成に「重要な役割 (significant role)」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきが強まり、ASEAN と日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」EPA/FTA の取組が進展したことから、16か国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回 EAS が開催され、CEPEA 民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EAS の枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回 EAS では、「東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA)」の正式設立の合意がなされた。

2009年8月の ASEAN+6 経済大臣会合及び同年10月の第4回 EAS において、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA 構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野 (原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力) の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN 及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA 等の広域的 FTA の実現に向けて、5つの ASEAN プラス1 FTA の比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月の ASEAN 経済大臣閣連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域 (EAFTA) 及び東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ (物品、サービス、投資) の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN 及び対話国 (日中韓印豪NZ) の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN 側から、これまでの EAFTA、CEPEA の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP) の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月の ASEAN+FTA パートナース経済大臣会合において、RCEP の「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN 関連首脳会合において、RCEP 交渉の立ち上げが宣言された。(RCEP 交渉開始後の経緯は 3.(2)⑩地域的な包括的経済連携を参照)。

③アジア太平洋経済協力 (APEC)

APEC は、日本と豪州が主導して 1989年に創設したアジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にイ

インドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた（ボゴール目標）。

2010年には、我が国はAPEC議長として一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。

2016年の閣僚会議・首脳会議では、地域経済統合の推進、零細・中小企業の近代化等に関する議論が行われた。地域経済統合の推進については、FTAAPの最終的な実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、2014年から開始された「FTAAPの実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」を承認し、同研究に係る提言を「FTAAPに関するリマ宣言」として採択した。

2017年の閣僚会議・首脳会議では、ルールに基づいた、自由で、開かれた、公正で、透明かつ包摂的な多角的貿易体制への支持や、レベル・プレイング・フィールドを広げ、市場歪曲措置を是正し、スタンドスティルを2020年まで延長する約束をし、あらゆる「不公正な貿易慣行」を含む保護主義に対抗すること、WTOの機能改善に向け協同することへのコミット等が確認された。また、質の高いインフラに関連する「インフラ開発・投資のピアレビュー及び能力構築」の進展や「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改定開始が歓迎された。

2019年APEC首脳会議はチリの国内情勢を理由に中止となったが、同年12月にシンガポールにおいて最終高級実務者会合(CSOM)が開催され、主な成果文書として3つのロードマップ（①女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ、②海洋ごみロードマップ、③違法・無報告・無規制(IUU)漁業と戦うためのロードマップ）が承認されるとともに、議長チリが「APECホストエコノミー首脳（注：チリ大統領）による声明」を発出した。

2020年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け、5月APEC議長のマレーシアの主導により「APEC貿易担当大臣による新型コロナウイルス感染症に関する共同声明」を発出した。これは、市場の維持、緊急的に措置された貿易制限措置はWTOルールに整合的であるべきといった内容を含むものである。7月に開催された貿易担当大臣会合では、WTO改革に向けた支持、自由で開かれた貿易・投資及びサプライチェーンの強靱化とデジタルソリューションの重要性及びコロナ危機からの回復について議論が行われ、「APEC貿易担当大臣声明」及び附属書として「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する宣言」を発出した。11月に開催された閣僚会議・首脳会議では、ポスト・コロナに向けた対応、多角的貿易体制の維持強化やWTO改革への支持に関する議論が行われ、3年ぶりに閣僚声明、首脳宣言を発出すると共に、ボゴール目標後のAPECの方向性を示す文書として、①貿易・投資、②イノベーションとデジタル化、③力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長を柱とする「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」を採択した。

2021年は、ニュージーランドがAPECの議長を務めた。6月のAPEC貿易担当大臣会合（テレビ会議）では、パンデミックへの対応に向けて「コロナワクチン・サプライチェーンに係る宣言」及び「必要不可欠な物品の移動を支援するサービスの宣言」を発出した。また、同年11月のAPEC閣僚会議・首脳会議（テレビ会議）では、新型コロナウイルス感染症からの経済回復を加速させるためのAPECの連携や、ポスト・コロナ時代の経済成長のあり方等について議論が行われ、ワクチンの普及促進、自由で公正な貿易投資環境の促進、FTAAPアジェンダの作業の推進、気候変動への具体的な行動の必要性、エネルギー強靱性・エネルギー移行の推進等をまとめた首脳声明・閣僚声明をとりまとめた。また、「APECアオテアロア行動計画」が採択された。

2022年は、タイがAPEC議長を務めた。5月のAPEC貿易担当大臣会合では、「新型コロナウイルス以降のアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」に加え、「多角的貿易体制の支持」や「コロナ後の貿易投資・持続可能な成長」について議論した。また同年11月のAPEC閣僚会議・首脳会議では、「多角的貿易体制の支持」や「コロナ後の貿易投資・持続可能な成長」が議論され、首脳宣言と閣僚共同声明がそれぞれ発出されるとともに、首脳会議では持続可能な経済成長を可能とするBCG経済モデルを実現するための「BCG経済に関するバンコク目標」が採択され

た。

2023年は、米国がAPEC議長を務めた。5月のAPEC貿易担当大臣会合では、「多角的貿易体制の支持」や「持続可能で包摂的な貿易の促進」について議論した。また同年11月のAPEC閣僚会議・首脳会議では、アジア太平洋地域の持続的な成長に向けた、「自由で公正な経済秩序の構築」や、「イノベティブな環境の実現」について議論され、会議成果文書として、APEC閣僚共同声明が採択されたほか、ウクライナ・中東情勢に関して議長声明が発出された。

2024年は、ペルーがAPEC議長を務めた。5月のAPEC貿易担当大臣会合では、「WTOの全ての機能の改革・強化」や「質の高いインフラ開発及び投資の重要性について議論した。同月には、APEC初の貿易・女性担当大臣会合も開催され、「貿易を通じた女性の経済的な能力向上」や「多様な背景を持つ女性の経済及び貿易への完全で平等な参加」について議論した。また同年11月のAPEC閣僚会議・首脳会議では、「自由で開かれた、貿易・投資の促進やWTOを中核とする多角的貿易体制の支持」について議論がなされたほか、「脱炭素化等のエネルギー移行、包摂的デジタル経済の促進、女性のエンパワーメントの重要性」が共有された。首脳によるマチュピチュ宣言と閣僚共同声明がそれぞれ発出されるとともに、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）アジェンダの新たな視点に関するイチマ声明」および「フォーマルかつグローバルエコノミーへの移行を促進するリマ・ロードマップ（2025－2040年）」が採択された他、ウクライナ・ガザに関して議長声明が発出された。

2025年は韓国が議長を務めた。5月の貿易担当大臣会合では、「貿易円滑化のためのAIイノベーション」、「多角的貿易体制を通じた連結性」、「持続可能な貿易を通じた繁栄」について議論した。また、同年10月、11月のAPEC閣僚会議及びAPEC首脳会議では、「AI・デジタル技術、人口動態への対処、成長産業」、「貿易投資、WTO、サプライチェーン強靱化」をテーマとして、自由で開かれた公正な貿易・投資環境やWTOを中核とする多角的貿易体制の重要性を再確認し、人口動態等の新たな経済課題に対処しつつ、AIやデジタル分野や文化・クリエイティブ産業のような成長エンジンを活用した更なる経済発展を目指す協力の在り方について議論され、域内の持続可能な経済成長及び繁栄に向けて協力することで一致した。首脳による慶州宣言と閣僚共同声明が発出されるとともに、首脳宣言の附属書として「APEC人工知能（AI）イニシアティブ」及び「人口動態の変化に関する協力のための枠組み」が採択されたほか、閣僚会議に関しては地政学的環境に関する議長声明が発出された。なお、今次首脳会議において、日本が2031年にAPEC議長となることが決定した。

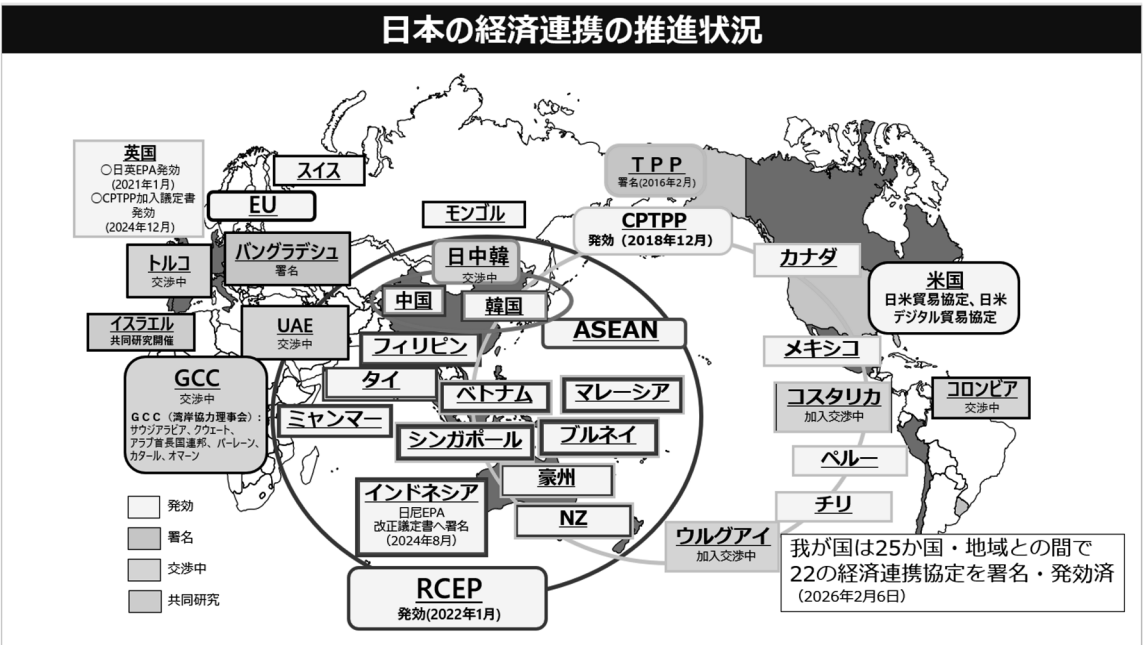
2026年のAPECは中国が議長を務め、全体テーマ「Building an Asia-Pacific community to Prosper Together」の下、(1)開放（Openness）、(2)革新（Innovation）、(3)協力（Cooperation）の三つの優先課題に取り組んでいる。

3. 我が国における経済連携の取組

我が国は現在、主要な貿易相手国を含む幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2026年3月現在、22のEPA/FTA等が署名/発効している。2026年2月には、日バングラデシュEPAに署名した。また、日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPA、日GCC・EPA、の交渉を推進中であり、日UAE・CEPAについては2026年3月に交渉妥結に至った

本節では発効済及び交渉中の日本の経済連携協定等、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

<図表Ⅲ-総-1> 日本の経済連携の推進状況



(1) 背景

近年、WTO を中核とする多角的貿易体制は、加盟国の拡大に伴い全会一致による意思決定が困難となり、新たなルールの合意が難しくなった結果、現行ルールでは対応しきれない現代的課題を抱えているほか、紛争解決制度においては上級委員会の機能不全により空上訴が可能となるなど、課題に直面している。

こうした状況の下、世界各国において、二国間・地域間の自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結・活用が加速している。これらの協定は、関税削減・撤廃を通じた貿易の円滑化にとどまらず、投資やサービス、デジタル分野等を含む幅広い分野において共通ルールを構築することで、貿易・投資環境の安定性や予見可能性を補完する役割を果たしている。加えて、サプライチェーンの多元化や代替市場の確保を通じて、特定国への過度な依存を低減し、経済安全保障上の課題への対応を強化する機能も期待されている。

貿易・投資環境整備の取組としては、例えば米国や韓国は、ドーハ・ラウンドの停滞を受けて、近年、主要貿易国との間で高いレベルの FTA 交渉を推進してきており、署名済/発効済の FTA の相手国との貿易額が自国の貿易総額に占める割合（いわゆる「FTA 等カバー率」）は米国で約 46 %、韓国は約 78 % となっている。我が国にとって WTO ドoha 開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要ではあるが、確実に EPA 等による経済連携も進めている。RCEP 協定の発効によって、我が国の FTA 等カバー率は約 79 % に達した。

2010 年秋に我が国が TPP に対する関心を表明⁷して以降、EU との EPA や日中韓 FTA に向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6 等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように EPA は相互に推進力となるものであり、引き続き、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、精力的に進めていくことが重要である。日本は、RCEP 協定、CPTPP、日 EUEPA 等の発効を通じ、自由で公正な貿易・投資ルールの構築を主導してきた。

こうしたハイレベルのルールについて、アジア太平洋地域での実効性を確保するとともに、域外への拡大を模索することが求められる。

⁶ 貿易額データ出典：通商白書2024

⁷ 菅総理（当時）は2010年10月に第176回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

<図表 III-総-2> 我が国の署名・発効済みEPA/FTA等のカバー分野

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	豪州	モンゴル	CPTPP	EU	英国	RC EP
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AD、相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易の技術的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自然人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
労働	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-
環境	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-
電子商取引	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-

(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA 等について

我が国は、2026年2月現在、22のEPA/FTA等を署名済みであり、そのうち20が発効済である。これらの国や地域との間では、我が国企業は輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA税率）を適用することができる。また、サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備に係る協議の場の設置等を通じ、貿易・投資相手国におけるビジネス環境が改善する。カバーされている分野は協定ごとに異なり、署名・発効済みの協定が扱っている分野は上記のとおり整理できる（分野の整理は本報告書第Ⅲ部の章立てに従った。なお、規定の詳細に関しては本報告書第Ⅲ部第1章以降該当箇所を参照のこと）。

日本のEPA/FTAの歴史は日シンガポールEPAに遡る。2002年の11月の発効後、他のASEAN諸国に対し日本とのEPA/FTA締結への関心が喚起された。2005年4月には日メキシコEPAが発効、2008年には日本にとって初の広域EPAとなる、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定が発効した。その後もさらに11のEPA等が発効している。以下、署名済・発効済EPA等について概説する。（原産地証明書の電子化については、第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定、第1章物品貿易の諸問題、〈原産地規則〉、〈原産地証明書の電子化〉を参照。）

①日シンガポールEPA

2002年1月13日に署名し、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の経済連携協定として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させるものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる自由化が図られている。シンガポール側は改正前に引き続き貿易額の100%の関税が撤廃され、日本側は改正により貿易額の約95%の関税が撤廃された（10年以内の自由化率）。

②日メキシコEPA

2002年11月より交渉を開始し、2005年4月1日に発効した。本協定により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（2001年時点で約16%）の大部分を含む、我が国からメキシコへの輸出額の約98%が協定発効後10年以内に撤廃された。我が国のメキシコからの市場アクセスについては、メキシコからの輸入額の約87%が協定発効後10年以内に撤廃された。また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコに

において欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。なお、2009年に4月に協定見直し交渉が開始され、2012年4月に発効した。これにより、市場アクセスが更に改善し、認定輸出者による原産地申告制度等が導入された。

③日マレーシア EPA

2004年1月より交渉を開始し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。物品、原産地、サービス、投資、貿易の技術的障害に関する協定（TBT）、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。物品分野では、協定発効後10年かけて、我が国からマレーシアへの輸出額の約99%、我が国のマレーシアからの輸入額の約94%が無税となった。

④日チリ EPA

2006年より交渉を開始し、2007年9月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進しており、また、我が国にとって銅をはじめとする鉱物資源の重要な供給国でもある。チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約50か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA締結済みの他国に劣後しない日系企業活動環境の確保が重要であった。本協定の締結により、日本企業による対チリ貿易・投資環境が改善し、日本から南米地域への経済進出拠点が強化された。物品分野では、協定発効後10年以内に、我が国の対チリ輸出額の99%以上が無税に、我が国のチリからの輸入額の約91%が無税となった。

⑤日タイ EPA

2004年2月より交渉を開始、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行った結果、協定発効後10年以内に、我が国からタイへの輸出額の約97%、我が国へのタイからの輸入額の約92%が無税となった。タイは、ASEAN内では最大級の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国（累計額）であり、多くの日本企業が進出しており（2025年2月現在、日本商工会議所加盟数が1665社とASEANで最大級）ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点であるため、本協定による製造業関連の投資・サービスの規制を強化しない約束及び緩和の約束もメリットがある。加えて、これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2021年までに710回開催しており成果が出始めている。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。

また、事業者への利便性向上を図るため、2022年1月1日には改正された附属書Ⅱ及び運用上の手続規則が発効し、これまでHS2002に基づいていた品目別規則（PSR）がHS2017に基づくものに変更された。

⑥日インドネシア EPA

2005年7月より交渉を開始、2008年7月に発効した。

本協定により、協定発効後10年以内に、我が国からインドネシアへの輸出額の約90%（鉄鋼の特定用途免税を含めると実質96%前後）、我が国へのインドネシアからの輸入額の約93%が無税となった。関税の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されているのが特徴である。なお、本協定に基づき、2008年8月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記載）。

また、2015年5月より協定の改正交渉が開始され、2023年12月の日インドネシア首脳会談にて大筋合意された。主な改正内容は、自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品の関税撤廃・引下げ、鉄鋼等の特別な免税制度の改善や電子商取引章の導入等。2024年8月、署名済。2026年1月現在、発効に向け調整中。

⑦日ブルネイ EPA

2006年6月より交渉を開始し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国のひとつである。日ブルネイ EPA では我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。なお、物品分野では、協定発効後10年以内に、我が国、ブルネイともに相手国からの輸入額の99%以上が無税となった。

⑧日ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始、2008年以降順次発効しており、現在は全てのASEAN構成国との間で発効している。サービス・投資章については2010年10月より交渉が行われ、3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された後、残された技術的論点の調整を行った。

2017年11月の日・ASEAN経済大臣会合において、AJCEP協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書について、閣僚レベルの交渉終結に合意した。2019年2月から4月に持ち回りで署名を行い、2020年8月に、既に国内手続が完了していた日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で発効し、次いで10月にブルネイが発効した。2021年に入りカンボジア、フィリピン、マレーシアでも発効し、2022年2月1日にはインドネシアでの発効を受けて、全加盟国で改正議定書が発効した。本改正議定書は、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの関係で、サービスの貿易及び人の移動に係る初めての経済連携協定（EPA）となるほか、これまでのASEAN各国との二国間EPA等にはない規定や自由化約束が含まれている。

AJCEP協定は、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7.9億人、エリア内の名目GDP8兆5百億ドル（2020年）の自由な経済圏を構築するものであり、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が東アジアで深く、重要な地域である。更なる経済関係の深化の観点、また、既存投資により蓄積されたASEANの資産を有効活用する観点から、非常に重要な意義がある。更に、AJCEP協定は我が国とASEAN各国との二国間EPAとは法的な優先関係が存在しない全く別個の協定であり、日本とASEAN各国との二国間EPAでは対応が不十分な、日・ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。物品分野では、我が国からASEANへの輸出総額の約91%、我が国へのASEANからの輸入総額の約93%が、協定発効後10年以内に無税化された。また、AJCEP協定では、日・ASEAN間での原産地の累積規定を設けており、例えば、ASEANのA国から輸入された部品（原産材料）を用いて日本で製造される製品を別のASEANのB国に輸出する場合において、二国間のEPAでは原産地規則を満たせないケースでも、AJCEPでは日本とA国の双方の原産性を考慮することができるので、原産地規則を満たしやすくなる。日本とASEAN域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとってAJCEP協定は非常に重要であり、また、改正議定書により投資、サービス分野でもASEANと我が国の経済関係がこれまで以上に緊密になっていく。

なお、2022年8月には、AJCEP合同委員会において改正附属書Ⅱが採択され、2023年3月1日よりHS2017に基づく品目別規則（PSR）が発効した。

⑨日フィリピン EPA

2004年2月より交渉を開始、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。物品分野では、協定発効後10年以内に、我が国からフィリピンへの輸出額の約97%、我が国のフィリピンからの輸入額の約92%が無税となった。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記

載)。

⑩日スイス EPA

2007年1月に交渉開始を決定し、2009年9月に発効した。日スイス EPAは我が国にとって欧米先進国との初のEPAであり、物品貿易における質の高い自由化を実現した。物品分野において、協定発効後10年以内に、スイスの我が国からの輸入については、主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む輸入額の約99%の無税化、我が国のスイスからの輸入については、輸入額の約99%の無税化が達成された。我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度を導入するとともに、電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。

⑪日ベトナム EPA

2007年1月より交渉を開始し、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

EPA交渉の開始前より、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業によるベトナムへの投資は増加していたものの、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が課題となっていた。本協定の締結により、ベトナムは、物品貿易分野において、現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行い、中国ASEAN・FTA、韓国ASEAN・FTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本は鉱工業品分野ではほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。その結果、日本からベトナムへの輸出額の約88%、日本へのベトナムからの輸入額の約95%が発効後10年間で無税になった。人の移動分野では、ベトナム人IT技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護福祉士については、将来的な受入れの可能性に関する協定発効後の協議の結果、2011年10月の日・ベトナム首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012年6月に発効した。また、協定において、裾野産業育成の協力等を行うことも規定されている。

⑫日インド EPA

2007年1月に交渉を開始し、2011年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品の殆どに対して高関税を課していたことから、関税撤廃により、我が国進出企業の自由な調達活動が可能となった。投資・サービス分野では、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが可能となった。インドへの輸出における主要品目とその関税率(2011年時)は、自動車部品(10%)、鉄鋼製品(5%)、織機(7.5%)などであったが、交渉の結果、自動車部品は、発効後10年、鉄鋼製品は5年、織機は10年で撤廃となった。全体としては、インドは我が国からの輸入の約90%、我が国はインドからの輸入の約97%が発効後10年間で無税となった。

⑬日ペルーEPA

2009年4月に開催された日・ペルー首脳会談にて、日ペルーEPA交渉開始が合意され、2009年5月に交渉開始し、2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車(9%)、バイク(9%)、テレビ(9%)などであったが、交渉の結果、自動車については即時~発効後10年で関税撤廃、バイクについては発効後9年で撤廃、テレビは即時撤廃となり、協定発効後10年間で我が国、ペルーともに、相手国からの輸入額の99%以上について関税が撤廃された。

⑭日豪EPA

2007年4月より交渉を開始し、2015年1月に発効した。

豪州は我が国にとって天然ガスなどのエネルギー資源供給国として重要な国である。我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに8割を超える水準になり、残りも発効後8年目までにはほぼ全てが関税撤廃され、我が国から豪州への輸出額の99%以上の関税が協定発効後10年間で撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野(MFN税率5%)では、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃され、残る完成車も、発効後3年目(2016年4月)には関税が全て撤廃された。なお、我が国

の豪州からの輸入については、協定発効後 10 年間で輸入額の約 94 % の関税が撤廃される。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達の実施、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

⑮日モンゴル EPA

2012 年 3 月に交渉を開始、2014 年 7 月に大筋合意に至り、2015 年 2 月に署名、2016 年 6 月に発効した。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴル EPA はモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなった。物品分野では、モンゴルは我が国からの輸入額の約 96 %、我が国はモンゴルからの輸入額の 100 % を協定発効後 10 年間で無税とすることとした。

⑯環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 (署名済)

我が国は、2010 年 11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」(以下「基本方針」)を閣議決定し、12 月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。その後、2011 年 11 月の総理の会見において、「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明され、翌 2012 年 1 月から TPP 交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を開始した。

2013 年 3 月 15 日には安倍総理が記者会見を行い、我が国として TPP 交渉に参加することを表明した。

同年 4 月に TPP 参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が 11 か国から承認され、7 月 24 日に、日本はマレーシアで開催中の第 18 回交渉会合の途中から交渉に正式に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。

日本国内においては、TPP 協定及び関連法案は、2016 年 3 月 8 日に国会に提出され、2016 年 12 月 9 日に TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、協定の寄託国であるニュージーランドに対し、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報を行った。⁸

⑰環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (発効済)

< CPTPP の成立経緯 >

2017 年 1 月に、米国トランプ大統領は前述の TPP から離脱することを参加各国に通知した。その後、3 月に米国を除く 11 か国がチリに集まり、閣僚会合を開催した。閣僚会合では、① TPP の戦略的・経済的意義を再確認すること、② 5 月の APEC 貿易大臣会合の機会を利用して閣僚が再び会合を行う準備をするために、政府高官による会合を行い協議すること等を盛り込んだ共同声明を発出した。

共同声明を踏まえた事務レベルでの交渉の後、5 月にベトナム・ハノイで開催された APEC 貿易大臣会合の機会に TPP 閣僚会合が開催された。閣僚会合では、① 早期実現に向けた選択肢を検討すること、② そのために、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を政府高官に指示すること、③ 選択肢の検討は 11 月の APEC 首脳会合までに終了させること等を盛り込まれた共同声明が発出された。

11 月にはベトナム・ダナンにおいて TPP 閣僚会合が開催された。9 日の閣僚会合において、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)し、翌 10 日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成した。閣僚声明には① 11 か国による TPP (以下 CPTPP) について合意に達したこと、② CPTPP が、TPP の高い水準、全体的なバランスを維持していること等を盛り込まれた。

翌 2018 年 1 月には、東京で首席交渉官会合が開かれ、CPTPP の協定文が最終的に確定するとともに、チリにおいて署名式を行うことに各国が合意した。

2018 年 3 月、チリ・サンティアゴにおいて CPTPP の署名が実現した。その後、6 月にメキシコが寄託国であるニュージーランドに対して国内手続の完了を通報した。続く 7 月に日本、シンガポール、10 月にニュージーランド、カナダ、豪州が、それぞれ国内手続の完了をニュージーランドに通報し、協定に定める発効に必要な 6 か国の国内

⁸ なお、米国は、2017 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 加盟国各国に対して発出した。

手続が完了した。ベトナムは同年11月に国内手続を完了した旨を、ニュージーランドに通報した。

2018年12月、CPTPPはメキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・豪州の6か国間で発効。その後、2019年1月にはベトナム、2021年9月にペルー、2022年11月にマレーシア、2023年2月にチリ、同年7月にブルネイについて発効した。

関税撤廃率（品目数ベース）は、日本側約95%、相手国側約99～100%となった（カナダ、メキシコ、ペルーは99%、それ以外の相手国は100%の関税撤廃率）。

< TPP委員会 >

CPTPPの発効後、協定27章1条及び4条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的としたTPP委員会が2019年1月から2025年11月まで、9回開催された。

2025年11月には第9回TPP委員会が開催され、ウルグアイの加入手続の開始とともに、UAE、フィリピン及びインドネシアについても、適切であれば2026年に加入交渉を開始することが決定された。また、電子商取引、競争力及びビジネスの円滑化等の分野で交渉を通じた協定規律の強化が決定されたほか、経済的威圧、市場歪曲の慣行等の新しい課題への取組も継続していくこととなった。

< CPTPPへの加入要請 >

2021年2月、英国が加入要請を通報した。我が国は、2021年のTPP委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスの取れたCPTPPの進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨を表明した。

2021年9月以降、第1回英国加入作業部会が開催され、英国から本協定の義務の遵守について説明を聴取した。2022年2月に第1回英国加入作業部会が終了し、2023年3月に英国の加入交渉が実質妥結した。その後、2023年7月にニュージーランド・オークランドで行われた第7回TPP委員会において英国加入議定書に署名。2024年12月に同議定書が発効した。

2021年9月に中国、台湾、12月にエクアドル、2022年8月にコスタリカ、12月にウルグアイ、2023年5月にウクライナ、2024年9月にインドネシア、2025年8月にフィリピン、UAEがそれぞれ寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。

2024年11月以降、コスタリカの加入作業部会が開催され、2026年1月末時点で交渉中である。また前述の通り、第9回TPP委員会において、ウルグアイの加入作業部会設置が決定した。

我が国としては、加入要請エコノミーが協定の高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていく意図と能力があるかについて適切に見極め、戦略的観点や国民の理解も踏まえて他のCPTPP締約国とも議論して対応していく。

⑩日EU・EPA

日本とEUは、世界の人口の約1割、貿易額の約3割、GDPの約2割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすと同時に、世界の貿易・投資のルール作りに寄与するものといえる。

2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月に署名、同年12月に日EU双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019年2月に発効した。関税撤廃率は日本側約94%、EU側約99%（いずれも品目数ベース）となった。なお、投資保護規律及び投資紛争解決手続については別途協議を継続している。

協定発効以来、閣僚級の合同委員会を開催し、協定の適正かつ効果的な運用を確保してきたほか、事務レベルに

においても12分野の専門委員会・作業部会が設置、開催されている。2024年1月、「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する日EU・EPA改正議定書が署名され、同年7月1日に発効した。

また、2025年7月の第30回日EU定期首脳協議において、国際経済秩序が不確実性を増す中、信頼できるパートナーである日・EUが、日EU・EPAも活用しながら経済面でも連携を強化していくことで一致した。

⑩日英EPA

英国のEU離脱に伴う移行期間が2020年12月末に終了し、2021年から日EU・EPAが英国に適用されなくなることを踏まえ、我が国は日本企業のビジネス継続性を確保することを目的として2020年6月に日英EPA交渉を開始し、英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みの構築を目指した。

新型コロナウイルス感染症の影響により交渉の大半をオンライン会議にて実施し、同年9月に大筋合意、同年10月には、茂木外務大臣とトラス国際貿易大臣により署名が行われた。その後両国議会での承認を終え、翌2021年1月に発効した。英国にとって日英EPAはEU離脱後、主要先進国の中で初めて新規に締結されたEPAとなった。

日英EPAでは日EU・EPAの高い水準の関税撤廃率（日本側約94%、EU側約99%（いずれも品目数ベース））を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品等の一部品目において英国市場へのアクセスを改善したほか、ルール面においても電子商取引・金融サービス等の一部の分野でより先進的かつハイレベルなルールを規定した。

⑪地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州及びニュージーランドの16ヶ国で「RCEP交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意し、同年11月のASEAN関連首脳会合においてRCEP交渉の立ち上げが宣言された。以来、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合を経て、2020年11月の第4回RCEP首脳会議の機会にインド以外の15カ国によって同協定への署名に至った。

インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2020年に入ってからRCEP交渉会合に不参加となり、RCEP協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、RCEP協定署名国は、RCEP協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を發出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

2022年1月、RCEP協定は日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ及びベトナムの10カ国間で発効し、2022年2月には韓国、2022年3月にはマレーシア、2023年1月にはインドネシア、2023年6月にはフィリピンについて発効した。

RCEP協定は世界GDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定であり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。関税撤廃率はRCEP協定参加国全体で91%（品目数ベース）となった。

また、運用方法に関して、日本が締結している多くのEPAでは原産地証明書が紙原本で発給されているが、RCEP協定においては、発効時から日本で発給する原産地証明書は原則PDFファイルで発給するなど利便性向上に向けた対策を講じている。さらに、2022年6月に、RCEP合同委員会において、HS2022により置き換えられた品目別規則（PSR）が採択され、2023年1月1日より運用が開始されている。

< RCEP協定への加入要請 >

2022年1月のRCEP協定発効以降、香港、スリランカ、チリ（及びバングラデシュがRCEP協定への加入を要請した。どのエコノミーについて加入交渉を開始するかは、今後RCEP協定締約国のコンセンサスによって決定される見込みである。

我が国としては、RCEP協定に含まれる全ての規定及びWTO等の既存のルールを遵守し、RCEP協定を更に質の高いルールにしていくために共に取り組めるエコノミーを迎えることを重視した上で、国民の理解等も踏まえ、他の参加国とも議論を進めていく。

②日バングラEPA

2024年3月に交渉を開始、2025年12月に大筋合意に至り、2026年2月に署名を行った。魅力的な成長市場であり、伝統的な親日国でもあるバングラデシュにとって初のEPAとなった。日本にとっても、後発開発途上国(LDC)との最初の二国間EPAであり、今後のグローバルサウスとの通商交渉の拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現等の観点からも重要である。物品分野では、バングラデシュは我が国からの輸入額の約83%、我が国はバングラデシュからの輸入額の約91%を無税とすることとした。

(3) 我が国が大筋合意済/交渉中のEPA/FTA等について

本項では、我が国が交渉中のEPA/FTA等について概説する。我が国は、現在、日中韓FTAに加え、トルコ、コロンビア、GCC、UAEとも交渉中である(日カナダEPA、日韓EPAの交渉は2022年2月時点で交渉中断中)。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

①日中韓FTA(交渉中)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の21.3%、5.3%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている(2019年、財務省貿易統計による)。

2003年から日中韓FTAに関する民間共同研究が行われ、2009年には共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、日中韓FTA産学官共同研究を実施することが合意された。その後、2011年12月に3か国による日中韓FTA産学官共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3か国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致し、同年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓FTAの交渉開始が宣言された。2013年3月の第1回交渉会合以降、16回の交渉会合が開催されている。2024年5月、第9回日中韓サミットにおいて、交渉を加速していくための議論を続けることを確認。その後の2025年3月に開催された日中韓経済貿易大臣会合においても同様に、交渉を加速していくための議論を続けることで一致している。

②日コロンビアEPA(交渉中)

2011年9月、日・コロンビア首脳会談において日コロンビアEPAの共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われた日・コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催されて以降、2015年9月までに13回の交渉会合が開催された。

2016年11月に行われた日・コロンビア首脳会談において、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

③日トルコEPA(交渉中)

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。その後共同研究を経て、2014年1月に行われた日・トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合を開催、2022年2月までに計17回の交渉会合を開催した。

日トルコEPAによって、他国の競合相手との競争条件の平等化が図られれば、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしてのトルコの投資環境関連制度の改善が図られる。

④日GCC・EPA(交渉中)及び日UAE・EPA(交渉妥結済)

日GCC・EPA交渉については2009年以降、交渉が中断されていたが、2023年7月に岸田総理(当時)とジャーム・アル・ブダイウィ GCC事務総長との会談において、2024年の再開に合意。その後、2024年12月に交渉再開後の第1回会合、2025年6月末から7月初旬に第2回会合が行われた。

日 UAE・EPAについては2024年9月、両国がEPA交渉を開始することで一致し、7回の交渉会合を経て、2026年3月に交渉妥結に至った。2026年3月現在、UAEはエネルギー安全保障上の最重要パートナー（日本の原油輸入の約4割で世界最大）であり、中東・アフリカ地域最大の在留邦人数・日系企業数を擁している。UAEに進出している日本企業を始めとする経済界からも、二国間EPA締結への期待が大きかったところ、伝統的なエネルギー分野を超えた貿易・投資の促進が期待される。

(4) 我が国が共同研究会の立ち上げに合意した EPA/FTA について

①日イスラエルEPA

日イスラエル外交樹立70周年となる2022年の11月に、イスラエルとの間で、あり得べき日イスラエル経済連携協定（EPA）にむけた共同研究を立ち上げることで一致、2023年3月、8月、9月に研究会合を開催した。

(5) その他の経済連携について

①日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定

<日米貿易協定の成立経緯>

2018年9月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国と米国との間で貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致したことを受け、2019年4月から両国間で交渉を行った。その結果、同年9月の日米首脳会談における日米共同声明において、協定が誠実に履行されている間は協定及び共同声明の精神に反する行動をとらないこと等を確認するとともに協定案文について最終合意を確認した。これを受け、同年10月にこの協定の署名が行われた。

<日米貿易協定の概要>

世界のGDPの約3割（25.5兆ドル）を占める、日米両国（人口約4.5億人）の物品貿易に関する協定。関税撤廃率は、日本側が84%、米国側が92%（2018年の貿易額ベース）。

(ア) 工業品関連合意の概要

(1) 米国側

自動車・自動車部品：自動車・自動車部品については、米国附属書に「関税の撤廃に関して更に交渉」と明記。通商拡大法232条の扱いについては、「日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動をとらない」旨を日米共同声明で確認。数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨は閣僚間で確認。

その他の工業品については、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、工業品（産業機械、化学品、鉄鋼製品等）の関税を撤廃、削減。

(2) 日本側

有税工業品は譲許せず。

(イ) 農林水産品関連合意の概要

(1) 米国側

米国向けの牛肉について、現行の日本枠200tと複数国枠を合体。「複数国枠」65,005tへのアクセスを確保したが、その後「複数国枠」の一部を「英国枠」としたことから、2026年1月から52,005tへのアクセスに削減されている。また、日本からの輸出関心が高い農産品42品目の関税撤廃・削減（醤油、ながいも、柿、メロン、切り花、盆栽等）。

(2) 日本側

農林水産品に係る日本側の関税について、TPP の範囲内に抑制。具体的には、コメは除外。TPP において TPP ワイドの関税割当枠数量が設定されている 33 品目（脱脂粉乳・バター等）について、新たな米国枠は設けない。上記以外にも、輸入実績がない品目のほか、全ての林産品・水産品など幅広い品目について、譲許せず。それ以外の譲許品目は、TPP と同内容。発効時から、TPP 11 締約国と同じ税率を適用。

<日米デジタル貿易協定の成立経緯>

2018 年 9 月の日米首脳会談における日米共同声明を踏まえ、我が国及び米国は、2019 年 4 月に行われた第 1 回閣僚協議において、デジタル貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致した。これを受け、両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、2019 年 10 月にこの協定の署名が行われた。

<日米デジタル貿易協定の概要>

日本と米国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立するとともに、デジタル貿易の分野に関するハイレベルなルールを示すもの。

具体的には、データ・ローカライゼーション要求の禁止・ソースコード及びアルゴリズム開示要求の禁止・特定暗号の使用要求及び暗号情報の開示要求の禁止等が規定されている。

②インド太平洋経済枠組み（IPEF）

世界人口の半数を擁し、世界の活力の中核であるインド太平洋地域において、イノベーティブで、包摂的、持続可能な経済成長の実現に向け、世界の GDP 約 4 割を占める 14 カ国が参加するインド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework、以下「IPEF」）が 2022 年 5 月のバイデン大統領訪日時に立ち上げられ、同年 9 月に①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済の 4 つの分野について正式に交渉開始が宣言された。

IPEF の立ち上げから 1 年後の 2023 年 5 月に、交渉が進んでいた IPEF サプライチェーン協定の実質妥結が発表され、また、クリーン経済分野の具体的な協力活動の第一号案件として「IPEF 域内水素イニシアティブ」が立ち上がった。同年 11 月にサンフランシスコにて首脳会合及び閣僚級会合が開催され、IPEF サプライチェーン協定の署名式が行われたほか、IPEF クリーン経済協定及び IPEF 公正な経済協定等の実質妥結が発表された。その後、2024 年 2 月に IPEF サプライチェーン協定が発効した。2024 年 6 月、シンガポールにて閣僚級会合が行われ、IPEF クリーン経済協定及び IPEF 公正な経済協定等の署名式が行われ、2024 年 10 月に IPEF クリーン経済協定、IPEF 公正な経済協定等が発効した。